

ラベルバンク新聞

発行所
株式会社ラベルバンク
大阪市淀川区西中島5-12-8
新大阪ローズビル6F
TEL : 06-6838-7090
FAX : 06-6838-7091
<https://www.label-bank.co.jp/>
customer@label-bank.co.jp

第164号

2022年8月9日、消費者庁は「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項についての一部改定(案)を作成し公表しました。また同日より9月7日まで、パブリックコメントにて意見を募集しています。一部改定の目的は、「本留意事項の全部改定から年数が経過し、景品表示法及び健康増進法上問題となるおそれの表示への考え方について、より明示的に示すことにより、事業者の適正な広告活動に資するものとする」とされています。左記に、主な改定内容の部分について引用してみたいと思います。

1. 改正により修正または補足されたもの(一部を抜粋)(赤字下線が改定箇所)

◆明らか食品について、本留意事項の対象となる旨の追記
健康増進法第65条第1項は、**錠剤やカプセル形状の食品のみならず、野菜、果物、調理品等その外観、形状等から明らかに一般の食品と認識される物を含め**、食品として販売に供する物に関し、健康増進効果等について虚偽誇大な表示をすることを禁止している。

◆「表示」の該当性に係る留意点を補足
・特定の食品や成分の健康増進効果等に関する広告等に記載された問合せ先に連絡した一般消費者に対し、特定の食品や成分の健康増進効果等に関する情報や掲載された冊子とともに、特定の商品に関する情報が掲載された冊子や当該商品の無料サンプルが提供されるなど、それら複数の広告等が一体となつて当該商品自体の購入を誘引していると認められるもの
・特定の食品や成分の名称を商品名やブランド名とすることにより、特定の食品や成分の健康増進効果等に関する広告等に接した一般消費者に特定の商品を想起させるような事情が認められるもの

「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」の一部改定(案)の意見募集が開始されました。

◆アフィリエイト広告の表示主体性に係る留意点を補足
このようなアフィリエイト上の表示について、**広告主がその表示内容を具体的に認識していない場合であっても、広告主自らが表示内容を決定することができるにもかかわらず他の者であるアフィリエイトに表示内容の決定を委ねている場合など、表示内容の決定に関与したと評価される場合には、** **広告主は景品表示法及び健康増進法上の措置を受けるべき事業者**に当たります。(中略) **必要がある。**

2. 改正により新規に追加されたもの(一部を抜粋)

(1) 健康の保持増進効果に係る例示の追加
ア疾病の治療又は予防を目的とする効果…「**コロナウイルスの予防に**」、**認知症予防**」の追加
イ身体組織機能の一般的増進、増進を主たる目的とする効果…「**アンチエイジング**」、**細胞の活性化**」、等の追加
ウ特定の保健の用途に適する旨の効果…**「体脂肪を減らすのを助ける」等の追加**
エ栄養成分の効果…「**ビタミンD**」、**腸管でのカルシウムの吸収を促進し、骨の形成を助ける栄養素です**」の追加
(3) 「健康増進効果等」を暗示的又は間接的に表現するもの
ア名称又はキャッチフレーズにより表示するもの
「**妊活**」、「**腸活**」、「**スリム**」、「**減脂**」、「**デトックス**」、「**カラダ**」にたまたま余分なものをスキリの追加
イ身体組織機能等に係る不安や悩みなどの問題事項を例示して表示するもの
「**最近、体力の衰えを感じる**」の〇〇が不足しているせいかもしれませ

ん。」等の追加
◆表示された効果と実証された内容が適切に対応していない例示を追記
例…**痩身効果を標榜する商品**に**関し**、**商品を用いたヒト試験の報告書が提出された**が、**内臓脂肪や体重の減少について、実証された内容と表示された効果が著しく乖離していた。**
例…**特段の運動や食事制限をすることなく摂取するだけで痩身効果が得られることを標榜する商品**に**関し**、**商品を用いたヒト試験の報告書が提出されたが、ヒト試験が行われていた。**

◆機能性表示食品事後チェック指針の広告パートの考え方を追記
(2) 機能性表示食品
ア届出内容を超える表示
例…届出表示の内容が「**肥満気味の方の内臓脂肪を減らすのを助ける機能性がある**」であるにもかかわらず、**表示全体から、あたかも、特段の運動や食事制限をすることなく、誰でも容易に腹部の痩身効果が得られるかのよう**に表示すること
イ表示の裏付けとなる科学的根拠が合理性を欠いている場合
なお、機能性表示食品については、「機能性表示食品に対する食品表示等関係法令に基づく事後規制(事後チェック)の透明性の確保等に関する指針」に景品表示法上問題となるおそれのある広告その他の表示として虚偽誇大表示等に当たるとおそれのある考え方が詳細に示されているので、参照されたい。

◆「健康増進効果等」の例示を追記
2 保健機能食品以外の健康食品(いわゆる健康食品) において問題となる表示例
(1) 解消に至らない身体組織機能等に係る不安や悩みなどの問題事項等の例示
健康食品が有する健康増進効果等では解消に至らない疾病症状のような身体組織機能等に係る不安や悩みなどの問題事項を例示して表示すること(中略)また、健康食品が有する健康増進効果等ではおおよそ得られない身体組織機能等の変化をイラストや写真を用いることなどにより表示すること(中略)。
(4) 最上級又はこれに類する表現を用いている場合

◆打消し表示に係る留意点を補足
体験談において健康食品の効果に言及されている場合において、一般消費者の誤認を招かないようにするためには、当該体験談を表示するに当たり事業者が行った調査における①体験者の数及びその属性、②そのうち体験談と同じような効果が得られた者が占める割合、③体験者と同じような効果が得られなかった者が占める割合等を明瞭に表示することが推奨される。

(中略) 例えば「**ダイエット部門売上No.1**」、「**顧客満足度ランキング第1位**」などと強調する表示(いわゆる「No.1表示」)が行われることがあるが、その商品等の内容の優良性又は取引条件の有利性を表すNo.1表示が合理的な根拠に基づかないなど、事実と異なる場合(中略)。
事
体験談の使用方法が不適切な表示(赤字下線部分の追加)
また、「**個人の感想です**」、「**効果を保証するものではありません**」、「**軽い運動を併用した結果です**」等の表示をしたとしても、虚偽誇大表示等に当たると否かの判断に影響を与えるものではなく、**本件商品に含まれる成分の効果**を強調する表示や、**体験談等を含む表示内容全体から、当該商品に健康増進効果等があるものと一般消費者に認識されるにもかかわらず、実際にはそのような効果がない場合(中略)。**

◆今後の予定について
2022年9月7日までの意見募集期間のち、結果の公示を経て、12月1日には公表される予定です。健康や機能性に関する強調表示をされている食品を取り扱いの方には重要な改定になると思われま。まずは意見募集の一部改定案について、事前に確認しておかれることをおすすめします。
(川合)

参照：
「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」の一部改定(案)に関する意見募集について(消費者庁)
<https://www.caa.go.jp/notice/entry/029656/>
健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について(新旧対照表)
<https://public-comment.e-gov.go.jp/serve/tpcm/Download?seqNo=0000233517>

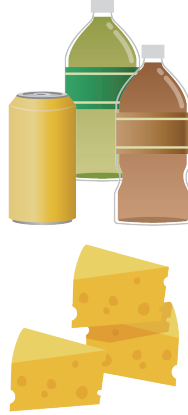
ミニコラム

中国における飲料やチーズ等の食品安全国家基準の改定について

2022年7月28日、中国国家衛生健康委員会（National Health Commission of the People's Republic of China：NHC）と中国市場監督管理総局（State Administration for Market Regulation：SAMR）は、36項目の新規食品安全国家基準と3項目の改正内容を発表しました。

今回は新たに制定された食品安全国家基準のうち「飲料」と「チーズ」に注目し、現行の基準と比較してみたいと思います。

なお、本コラムは中国のコンサルティング会社REACH24Hグループよりご寄稿いただいた記事に基づく内容となります。



■GB 7101-2022：飲料

	GB 7101-2022（新） ※2022年12月30日実施	GB 7101-2015（現行）
対象	この規格は飲料に適用され、包装された飲料水（天然ミネラルウォーターを含む）には適用されない	この規格は飲料に適用され、包装された飲料水には適用されない
定義	副原料、食品添加物、食品栄養強化剤の有無に関わらず、1つまたは複数の食用原材料を直接飲用または水割り用に定量包装されたもので、エタノール含有量が0.5質量%を超えないもの（炭酸飲料、果物や野菜の飲料、たんぱく質飲料、固形飲料など）	直接飲用または水割り用に定量包装されたもので、エタノール含有量が0.5質量%を超えないもの

	GB 7101-2022（新） ※2022年12月30日実施	GB 7101-2015（現行）
その他	<ol style="list-style-type: none"> 細菌を添加した製品のラベルには、生菌（未滅菌）タイプまたは非生菌（滅菌）タイプを表示すること 乳酸菌を添加した生菌（未滅菌）製品の乳酸菌数は10^6 CFU/g（mL）以上であり、乳酸菌の含有量を製品ラベルに表示すること 乳酸菌はGB 4789.35で指定された方法に従ってテストすること 保管および輸送のために冷蔵または冷凍が必要な製品は、ラベルに保管および輸送条件を明記すること 	<ol style="list-style-type: none"> 乳酸菌飲料製品のラベルには、生菌（未滅菌）タイプまたは非生菌（滅菌）タイプを表示するものとし、生菌（未滅菌）タイプと表示された製品中の乳酸菌の数は、10^6 CFU/g（mL）以上であること 生菌（未滅菌）乳酸菌を含み、冷蔵保管および輸送が必要な製品は、ラベルに保管および輸送条件を明記すること

新たに制定されたGB 7101-2022では定義に詳しい説明が加えられており、たんぱく質飲料なども含まれていることが分かります。また、乳酸菌（未滅菌）を添加した製品には乳酸菌の含有量を表示する必要があるなど、新たに追加された内容もあります。

今月の「お気に入り」言葉

すべて世の中の事は、
もうこれで満足だという時は、
すなわち衰える時である
(渋沢 栄一)

■GB 25192-2022：プロセスチーズおよびチーズ製品

	GB 25192-2022（新） ※2022年12月30日実施	GB 25192-2010（現行）
対象	この規格はプロセスチーズとチーズ製品に適用される	この規格はプロセスチーズに適用される
定義	<p>【プロセスチーズ】 チーズ（50%以上）を主原料とし、他の原材料を添加し、食品添加物や栄養強化剤の有無に関わらず、加熱、攪拌、乳化（乾燥）等の工程を経た製品</p> <p>【チーズ製品】 チーズ（15%～50%）を主原料とし、他の原材料を添加し、食品添加物や栄養強化剤の有無に関わらず、加熱、攪拌、乳化（乾燥）等の工程を経た製品</p>	<p>【プロセスチーズ】 チーズ（15%以上）を主原料とし、乳化塩を加え、他の原料の有無に関わらず、加熱、攪拌、乳化等の工程を経た製品</p>
その他	<ol style="list-style-type: none"> 製品ラベルには、使用するチーズの配合割合を明記すること 製品には「再制干酪（プロセスチーズ）」または「干酪製品（チーズ製品）」を表示すること 再制干酪（プロセスチーズ）は「再制奶酪」、干酪製品（チーズ製品）は「奶酪製品」と表示することもできる 製品ラベルには、輸送および保管温度を明記すること 	—

新たに制定されたGB 25192-2022ではプロセスチーズの定義であるチーズの配合割合が15%から50%に引き上げられています。さらに「チーズ製品」という新しいカテゴリが含まれており、チーズ製品におけるチーズの配合割合は15～50%と定められています。

その他、使用されているチーズの配合割合を表示する必要があるなど、飲料と同様にこちらにも新たに追加された内容があります。

今回は「飲料」と「チーズ」について取り上げましたが、ここに記載した内容は一部であり、他にも変更されている内容や基準がありますので、中国への輸出を考慮されている方は36項目の新規食品安全国家基準と3項目の改正内容に一度目を通されておくとよいと思います。

特にカテゴリが変わる場合、連動して添加物使用基準なども変更になる可能性が考えられますので、パッケージの表示内容だけでなく、配合レシピ（使用原材料）なども併せてご確認くださいをおすすめいたします。

(清水)

参照：

China Unveils 36 New National Food Safety Standards and 3 Amendments (中国が36の新しい国家食品安全基準と3つの改正を発表 (REACH24Hグループ))

<https://food.chemlinked.com/news/food-news/china-unveils-36-new-national-food-safety-standards-and-3-amendments>

关于发布《食品安全国家标准 食品添加剂 丁香酚》(GB 1886.129-2022)等36项食品安全国家标准和3项修改单的公告 (2022年 第3号)

(《食品安全国家标准 食品添加剂 氧倍诺尔》(GB 1886.129-2022)を含む36項目の新規食品安全国家基準と3項目の改正に関する通知)

<http://www.nhc.gov.cn/sps/s7891/202207/d30f4827b27148779c93f3090fc2afc3.shtml>